農業振興地域整備計画変更理由書

1	市町村農業振興地域整備計画を変更することが必要な理由(法第1	2 冬笋1 佰)
	11 11 付辰未派宍地以金浦計画で多史することが必安は垤田(広先	3 木 拓 1垻/

該当するもの全てに○を記入

	基本方針の変更			農業振興地域の区域の変更			基礎調査の結果		0	経済情勢の変動その他情勢の推移
--	---------	--	--	--------------	--	--	---------	--	---	-----------------

2 農用地利用計画の変更

案件番号	変更区分	用 途 区 分 (前→後)	土地の所在・地番	面 積 (㎡)	変更理由	根拠法令等 (除外の場合の み)	備考
1	編入	編入 → 農地(畑)	えびの市大字大河平 字柿木迫 3736-1 ほか2筆の一部	2,068.90	県営畑地帯総合整備事業(大河平地区(大 河平1期)の対象地とするため。	1	
2	編入	編入 → 農地(畑)	えびの市大字大河 平字伴内ケ尾 3645-1 の一部	2,337.00 のうち 142.00	県営畑地帯総合整備事業(大河平地区(大 河平2期)の対象地とするため。	_	
3	編入	編入 → 農地(畑)	えびの市大字大河 平字三才田 2941-4 ほか1筆	47.00	県営畑地帯総合整備事業(大河平地区(大 河平4期)の対象地とするため。	_	

4	除外	農地(畑) →	除外	えびの市大字 島内字平松 1135-427	27.00	住宅と市道を結ぶ生活通路確保のため。	法第 13 条 第 2 項	
5	除外	農地(畑) →	除外	えびの市大字 西川北字向江原 931-1 の一部	3,049.00 のうち 529.00	県営治山工事実施に伴う保有林指定のた め。(開発許可不要な施設用地)	法第 10 条 第 3 項 非該当	
6	除外	農地(田) →	除外	えびの市大字 大河平字三才田 2958-1 ほか1筆	1,690.00	非農地として判断された土地であるため。	法第 10 条 第 3 項 非該当	

- *「変更区分」欄には、編入、用途変更、除外のいずれかを記入する。
- *「用途区分」欄には、編入の場合は「編入→○○」、用途変更の場合は「○○→○○」、除外の場合は「○○→除外」など変更前後の用途区分を記入する。
- *「変更理由」欄には、編入及び用途変更の場合は変更理由を、除外の場合は変更理由及び除外することを適当とした理由を記入する。
- *「根拠法令等」欄には、転用目的の除外は「法第 13 条第 2 項」、農用地区域に含まれない土地の除外は「法第 10 条第 4 項(及び施行令第 8 条第 1 項の該当する号、施行規則第 4 条の 5 第 1 条の該当する号)」、非農地決定・許可不要の開発行為により整備されたもの・基礎調査等の結果により確保不要と判断した土地の除外は「法第 10 条第 3 項非該当」を記入する。

3 農用地利用計画以外の変更

変 更 箇 所	変更内容	変更理由	備考